

第77回 姫路市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年10月24日(火) 午後1時20分から午後2時35分

開催場所 姫路市役所 本館10階 第三会議室

農業委員の出欠状況及び署名委員

議席番号	氏名	出欠	署名委員	備考
1	後藤明彦	出席		
2	小林隆	出席		
3	森下光春	出席		
4	大西正紀	出席		
5	岡本富博	出席		
6	船引政則	出席		
7	嘉ノ海敏明	出席	○	
8	青田俊則	出席	○	
9	沼田静雄	出席		
10	嶋田秀文	出席		
11	飯塚祐樹	欠席		
12	竹内己良	出席		
13	橋本静枝	出席		
14	小林弘行	出席		
15	吉田勝博	出席		
16	竹内光明	出席		
17	福永信幸	出席		会長職務代理者
18	青田誠	出席		会長職務代理者
19	田麿仁志	出席		会長

その他の出席者 0名

農業委員会事務局職員 4名

議事内容

- 議案第1号 農地確認及び非農地確認について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法施行規則第29条第1号の確認について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 相続税等納税猶予適格者証明について
議案第8号 姫路市農地利用最適化推進の指針の改定について
報告第1号 農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の専決について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の専決について
報告第4号 合意による解約等の通知について
報告第5号 県許可案件の許可状況について
報告第6号 農地パトロールの結果について

(令和5年10月24日 午後1時20分)

議長 予定の方が揃われませんでしたので、只今から、第77回総会を開催致します。

【 議長挨拶 】

現在の出席者数は、農業委員19名中18名の出席で過半数に達しており、会議は成立しております。なお、飯塚委員から欠席の連絡を頂いております。

それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を議長より指名させていただきます。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 異議なしの声を得ましたので、本日の議事録署名委員を嘉ノ海委員と青田俊則委員にお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。いずれも慎重審議をよろしくお願ひします。

議案第1号「農地確認及び非農地確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号(P1)を説明する。
〔農地確認及び非農地確認について〕

この度は、非農地確認の申請が3件提出されております。

1番です。

書写の田2筆計■■■■■につきまして、「平成14年以前より、境内地敷地として利用している」との申請です。

2番です。

山田町南山田の畑3筆計■■■■■につきまして、「平成12年以前より、住宅

敷地の一部として利用している」との申請です。

3番です。

豊富町御蔭の畑[]につきまして、「平成6年以前より、進入路として利用している」との申請です。

現況は、いずれも申請どおりの内容となっており、各担当委員から「適当である」との意見を頂いております。

北西部地区及び北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問、その他補足事項はございませんか。

各委員

・・・。

議長

ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

〔農地法第3条の規定による許可申請について〕
議案第2号（P2～P3）を説明する。

農地法第3条の規定による許可申請について、この度は、9件の申請が提出されております。5番から7番が市街化区域の案件である外は、いずれも調整区域または都市計画区域外の案件です。申請地は、いずれも譲渡人の「自作地」で、譲受人は、いずれも「個人」となっております。「農地取得後の全部耕作・常時従事」につきましては、いずれの案件も申請地等に無断転用地等は確認されておらず、申請地の耕作に必要な農機具及び従事者等を確保されております。「通作距離」につきましては、いずれも15km以内となっております。「周辺の農地等の農業上の利用に及ぼす影響及び措置」につきましては、いずれの案件も「周辺の農業と同様の農業を行うので、特に影響はない」ものとの申請となっております。

それでは、案件毎に申請の概要をご説明いたします。

1番から7番につきましては、現在耕作面積が0㎡の新規農家の方の案件です。

1番です。

勝原区朝日谷の田2筆計[]につきまして、勝原区宮田の[]が、[]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。なおこの案件、中南部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

2番です。

林田町大堤の田[]につきまして、神戸市の[]が、[]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この案件、譲受人は申請地の西に接する農地付き空き家を購入しており、週末に別荘として利用した際に、自家消費用の野菜を耕作する計画となっております。作付作物は「野菜」となっております。なおこの案件、北西部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

3番です。

林田町六九谷の田4筆計[]につきまして、林田町六九谷の[]が、[]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。申請地の一部についてすでに農機具置場となっており、このことにつきまして、則29条の確認願が同時に提出されています。作付作物は「野菜」となっております。なおこの案件、北西部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

4番です。

林田町八幡の田、畑2筆計[]につきまして、御立中の[]が、[]から「購入したい」との所有権移転の申請です。作付作物は「野菜、果樹」となっております。なおこの案件、北西部地区農政協議会では「新規農家の聞き取り調査は必要」との意見となっております。

5番です。

別所町小川の田[]につきまして、別所町小川の[]が、[]から「贈与を受けたい」との所有権移転の申請です。作付作物は「露地野菜」となっております。なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「面積が小規模であり地元農区とも調整済みのため、新規農家の聞き取り調査は必要ない」との意見となっております。

6番です。

別所町別所の田2筆[]につきまして、名古屋市の[]が、[]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この案件、譲受人は、来春に集落内に住宅を新築し転居するとのことで、それまでは近隣に住む妻の両親が農地を管理してくれるとのことです。作付作物は「露地野菜」となっております。なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「面積が小規模であり地元農区とも調整済みのため、新規農家の聞き取り調査は必要ない」との意見となっております。

7番です。

別所町佐土一丁目の田[]につきまして、相生市の[]が、[]から「購入したい」との所有権移転の申請です。なお、譲受人は、住民登録は相生市ですが、実際の住所地は集落内とのことです。作付作物は「露地野菜」となっております。なおこの案件、現在耕作面積が0㎡ですが、北東部地区農政協議会では「面積が小規模であり地元農区とも調整済みのため、新規農家の聞き取り調査は必要ない」との意見となっております。

8番以降につきましては、既に耕作面積がある方の案件です。

8番です。

飾東町豊国の田[]につきまして、飾東町豊国の[]が、[]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は13,043㎡になる予定です。作付作物は「果樹」となっております。

9番です。

飾東町清住の田[]につきまして、飾東町清住の[]が、[]から「購入したい」との所有権移転の申請です。この件許可されますと、耕作面積は3,710㎡になる予定です。作付作物は「露地野菜」となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議 長

有難うございます。

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。また、報告や補足説明等ございますか。

青田誠委員

2番の案件について、週末に別荘として利用した際のみ農業をするという形で、きちんと耕作できるのかどうか、ここは、聞き取り調査でしっかりと確認し

てもらいたいと思います。

事務局

この案件については、当初から地元農区ときちんと話をし、問題のないように進めるよう指導してきました。なお、農区長は推進委員でもありますので、事前に情報を入れつつ進めてきました。当該地は宅地と池と山林に囲まれた1筆の農地で、家のすぐ前の小さな畑でもありますし、家の庭と言っても違いはないもので、申請人からの説明を聞いて了解された上での申請と聞いています。

議長

ほかに、なにかございますか。

各委員

・・・。

議長

ない様ですので、それでは、総会規定に基づき、採決します。許可相当と判断される方は挙手をお願いします。

各委員

(全員挙手)

議長

全員の挙手をいただきましたので、本案件許可相当といたします。
次に、1番から7番の新規農家の聞き取り調査についてですが、各地区協議会の意見もありましたので、1番から4番につきましては聞き取り調査を行う、5番から7番につきましては聞き取り調査を省略する、ということによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、1番から4番につきまして新規農家の聞き取り調査を行うこととします。
それでは続きまして、議案第3号「農地法施行規則第29条第1号の確認」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第3号(P4)を説明する。
〔農地法施行規則第29条第1号の確認について〕

農地法施行規則第29条第1号の確認について、ご説明いたします。200㎡未満の農地を農業用倉庫などの農業用施設用地に利用する場合は、農地法第4条の規定による県知事の転用許可は不要となっておりますが、これに該当することの確認願として1件提出されております。

調整区域の林田町六九谷の田 [] につきまして、「農機具置場として利用したい」との確認申請です。現況はすでに「農機具置場」となっております。

北西部地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。
以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、承認することによろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

それでは続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第4号（P4～P6）を説明する。
〔農地法第5条の規定による許可申請について〕

農地法第5条の規定による許可申請について、この度は、12件の申請が提出されております。

5番から7番が都市計画区域外の案件となっておりますほかは、いずれも調整区域の案件となっております。「代替地の有無」につきましては、いずれも「他に事業目的に適した代替地はない」となっております。「周辺農業への支障のおそれ」につきましては、いずれも転用目的に照らして汚水の排水等は認められないことから、周辺農業への支障はないものと考えております。

それでは案件ごとに、申請の概要をご説明いたします。

1番です。

兼田の畑[]につきまして、[]が、「賃借権で借り受けて、露天駐車場、露天資材置場として一時的に利用したい」との転用の申請です。転用期間は、令和6年5月31日までとなっております。申請地の農地区分は集団性のある農地等の「第1種農地」に該当しており原則転用許可はできませんが、不許可の例外である「一時転用であって当該利用の目的を達成する上で必要と認められるもの」に該当するとして申請されております。「事業内容」につきましては、[]工事に伴う一時的な車両駐車場、資材置場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「一時転用の場合の農地復元」については、敷地全面に厚手のブルーシートを敷いて碎石を敷き均し、事業終了後にブルーシートごと除去して農地に復元することと、復旧費用も転用に必要な資力に含まれています。

2番です。

太市中の田[]につきまして、[]が、「譲り受けて、農機具進入路にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、集団性のある農地等の「第1種農地」に該当すると考えておりますが、不許可の例外である「農業用施設用地」に該当するものとして申請されております。「事業内容」につきましては、自己所有の農地へ農機具等を入れるための進入路として引き続き利用する計画となっております。現況は、既に転用済となっており、このことにつきまして始末書が添付されております。

3番です。

実法寺の田[]につきまして、[]が、「賃借権で借り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積が40%超の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、従業員及び来客者用として露天駐車場58台分を整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

4番です。

相野の田2筆[]につきまして、[]が、「譲り受けて、露天駐車場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設等であるJR太市駅から至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、従業員及びレストランのお客様用露天駐車場が不足しているため、露天駐車場8台分を整備する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

5番です。

夢前町蒔野の畑[]につきまして、[]

が、「譲り受けて、進入路の拡張をしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、太陽光発電設備への保全管理用の進入路の幅を拡張する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

6番から9番です。

が、夢前町野畑、安富町末広、豊富町豊富の田畑計9筆それぞれにつきまして、「譲り受けて、太陽光発電設備を設置したい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、いずれも「住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満」の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、いずれも出力50kW未満の小規模太陽光施設となっております。7番につきましては、あわせて露天資材置場を設置する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金、「他の許可等を受ける必要がある場合」につきましては、事業計画事前申請済、景観法届出済、となっております。

10番です。

飾東町豊国の田2筆につきまして、が、「譲り受けて、露天資材置場としたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、コンテナ需要の増大に伴う事業の拡張に伴い、既存資材置場が手狭となったことから、コンテナ18台分の露天資材置場として利用する計画となっております。現況はすでに転用済みで、このことにつきまして始末書が添付されております。

11番です。

飾東町庄の田につきまして、が、「譲り受けて、露天駐車場、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、住居等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模10ha未満の「第2種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、事業拡大に伴う従業員の増加などにより、既存資材置場が手狭となったことから、乗用車15台、軽トラ2台、ダンプ1台分の露天駐車場とバックン3台分を置く露天資材置場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては自己資金となっております。

12番です。

別所町別所の田3筆につきまして、が、「譲り受けて、露天駐車場、露天資材置場にしたい」との転用の申請です。申請地の農地区分は、公共施設である別所インター入口から至近距離の「第3種農地」に該当すると考えております。「事業内容」につきましては、トラック3台分の露天駐車場と足場材、碎石、鋼材等を置く露天資材置場として利用する計画となっております。「転用に必要な資力」につきましては、自己資金となっております。

なおこの案件、転用面積が1,000㎡を超えておりますので、本日、現地調査班による現地調査を実施していただいております。現地調査班の意見としましては、「許可相当」との意見となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を意見として、県に送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長

有難うございました。

3番と12番について、本日午前中に現地調査班が現地調査を実施しましたので、メンバーの大西委員から、現地調査の概要報告をお願いします。

大西委員

報告します。

本日午前中に現地を確認しまして、どちらも農区・水利や隣接の同意があ

り、転用する農地の周囲の状況から影響等も特に考えられず、現地調査班で協議の結果許可相当と判断しました。

議長 はい、報告、ありがとうございました。
事務局の説明その他について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。賛同いただける方は挙手をお願いします。

各委員 (全員挙手)

議長 全員の挙手を確認しましたので、許可相当とします。
次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号(P7~P15)を説明する。
〔農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

農地を貸し借りする場合、農地法第3条の許可を受ける他に、農業経営基盤強化促進法による貸借も認められております。農業経営基盤強化促進法による手続につきましては、農家が農区等を通じて、市の農政総務課に利用権の設定を申し込み、市が農用地利用集積計画にまとめます。この農用地利用集積計画を、農業委員会の決定を経て、市が公告することにより、利用権が設定されることとなります。農業委員会としましては、農地法第3条の許可基準を準用して、決定についてのご判断をいただくものです。

案件の説明に当たりまして、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、「自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」こととされております。93番から95番が■■■■■■■■■■関係の案件となっておりますので、まず、その外の案件からご審議をお願いいたします。参考資料もあわせてご覧ください。

1番から92番と96番から105番について、この度は、新規が「43件、81筆、85,138㎡」、再設定が「59件、122筆、118,341㎡」、合計「102件、203筆、203,479㎡」で、11月15日に権利を設定する計画となっております。

いずれの案件も、各地区農政協議会におきましては、特に問題点は出ておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、承認することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。

〔■■■■■■■■■■関係の案件〕

議長 それでは、[]、ご退室をお願いします。

【 [] 退室】

事務局 それでは、93番から95番についてご説明いたします。
この度は、新規の使用貸借権の設定が「3件、5筆、6, 377㎡」の計画となっておりまして、北東部地区農政協議会におきまして、特に問題点はでておりません。

以上、どうぞよろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、決定することよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。

【 [] 入室】

議長 []の案件は決定となりましたので報告します。

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第6号（P16）を説明する。

〔農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号の規定による農用地利用集積計画の決定について〕

議案第5号と同じく、農用地利用集積計画ですが、こちらは解除条件付き貸借により農業経営を行う法人による権利設定についてのものとなります。農業を営む法人ではありますが、農地所有適格法人の要件は満たしていない法人については、農地の所有はできませんが、権利設定後に農地を適正に利用していないと認められる場合に貸借の解除をする旨の条件を付すことによって、農地の貸借が可能となっております。

なお、この案件、[]関係の案件となっております。

議長 それでは、[]、ご退室をお願いします。

【 [] 退室】

事務局 この度は、使用貸借権の新規「1件、1筆、1,280㎡」で、11月15日に権利を設定する計画となっております。

北東部地区農政協議会におきましては、特に問題点はでておりません。本日の審議の結果を、市農政総務課へ送付したいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく、ご審議お願いいたします。

議長 只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、決定することよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、決定致します。

【入室】

議長

の案件は決定となりましたので報告します。

次に、議案第7号「相続税等納税猶予適格者証明」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第7号（P17～P18）を説明する。
〔相続税等納税猶予適格者証明〕

今月は2件の証明願が出ております。

1番です。

飾磨区中島のが所有されておりました市街化区域の農地14筆のうち、3筆を1番の同居の妻でありますと、7筆を2番の同居の子でありますと、3筆を3番の子であります飾磨区中島のと、1筆を4番の子であります広畑区早瀬町の三の4名が相続するというものです。農地の利用状況は、1番の1、2につきましては、現況保全管理となっておりますが、一体利用で露地野菜を栽培するとの営農計画です。3につきましては、水稲跡です。2番7筆につきましては、3と4、5と6がそれぞれ一体利用であり、すべて水稲跡です。3番の1と3につきましては水稲跡、2につきましては野菜を栽培されています。4番につきましては、水稲跡です。

5番です。

広畑区蒲田のが所有されておりました市街化区域の農地3筆を、東京都江東区の子でありますが相続するというものです。の住民登録地は東京都江東区ですが、生活の実態は加古川市にあり、いずれ実家付近にお住まいになるということです。農地の利用状況は、3筆とも野菜を作付けされています。

なお、中南部地区農政協議会では、適当であるとの意見をいただいております。

適格者証明書の交付の可否について、ご審議いただきますようお願いいたします。

議長

只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

それでは、ご意見等ないようですので、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

議長

「異議なし」の声を得ましたので、承認と致します。

次に、議案第8号「姫路市農地利用最適化推進の指針の改定」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第8号（P19～P26）を説明する。
〔姫路市農地利用最適化推進の指針の改定について〕

農地利用最適化の指針の改定についてご説明いたします。

農業委員会は平成28年度に法改正がありそのあり方が大幅に変更され、農地利用最適化、具体的には遊休農地の解消、農地の集積、担い手の育成が農業委員会の責務とされました。その方針を定めたのが「農地利用最適化推進の指針」であります。姫路市農業委員会では、法改正後最初の委員改選がありました平成29年8月にこの指針を策定し、委員改選のある3年ごとに見直すこととしています。本年2月にも国の要請に基づき、指針に地域計画を盛り込む改定を行っているのですが、本年8月に委員改選がありましたので、再度市の現状を盛り込んで指針の改定を行うものであります。

具体的な改定内容についてご説明いたします。

全体とおしてですが、管内農地面積は今年8月1日の農家台帳面積を記載しています。

将来の管内農地面積については、令和4年から5年度にかけて1.4%減少していますので、年1.4%ずつ減少すると仮定して計算しています。

遊休農地については再生面積可能な面積を挙げています。

詳細の目標は委員さん1名あたり年間10a、全体として5.5ha減らす目標を掲げています。

担い手への農地利用集積目標は毎年5%ずつ増やすことを目標として計算しています。

新規参入の目標については、令和4年度の新規参入者数を実績として挙げ、毎年同程度の参入者数を確保することを目標としています。

説明は以上です、農地利用最適化推進の改定の可否についてご協議お願いいたします。

議長 各地区の意見は、どうでしたか。

事務局 中南部地区および北東部地区では、特に意見はありませんでした。北西部地区では、現状、兵庫西農業協同組合とは具体的な連携があるわけではないので、むしろ農区との連携を掲げた方がよいのではとの意見がありましたが、これに対して、だからこそ掲げておいて、兵庫西農業協同組合との連携を強めるきっかけにするべき、との意見がありました。

議長 この指針は、3年間これを用いることになるわけですか。

事務局 改選のタイミングに合わせているだけで3年間と定まったものがあるわけではないので、希望があるのであれば見直すことはあってよいと思います。

議長 他になにか、ご意見、ご質問等ございませんか。

各委員 ……。

議長 それでは、特にないようですので、議案第8号について、承認とすることよろしいでしょうか。

各委員 異議なし。

議長 「異議なし」の声を得ましたので、承認致します。次に、報告事項に入ります。報告第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第1号(P27)を説明する。
〔農地法第3条の規定による許可申請等に係る聞き取り調査について〕

農地法第3条の規定による許可申請の決定に係る聞き取り調査について、9月にご審議いただきました新規農家2件の聞き取り調査を、10月4日に実施していただきました。当日は、どちらも本人が来庁され、担当委員から、本人の営農意欲、農機具等の状況、通作距離の確認、営農計画の聴取等、営農指導をいただき、誓約書も提出されましたので、いずれも同日付にて許可書を交付しておりますことを報告いたします。

議長

報告ありがとうございます。
それでは、聞き取り調査メンバーの竹内己良委員から発表をお願いします。

竹内己良委員

1番の方は、子が2人おり、申請地の隣の空き家を購入されており、空き家に問題があつて修繕されたりされているようですが、野菜や果樹を植えるとのことで、問題はないかなと思ひました。

2番の方は、無農薬栽培をやりたくて大分と兵庫で研修を受けたとのことで、熱意を持った方で、これも問題ないものと思ひました。

議長

報告ありがとうございました。
なにか、ご意見ご質問等ありますか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですね。
次に、報告第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第2号(P27～P28)を説明する。
〔農地法第4条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の4条転用案件で、この度は、9月8日から10月5日の間に受け付けたもの、8件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。ご意見ご質問等ありますか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、確認いたします。
次に、報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第3号(P29～P37)を説明する。
〔農地法第5条の規定による届出の専決について〕

市街化区域内農地の5条転用案件で、こちらも、9月8日から10月5日の間に受け付けたもの41件につきまして、法定要件を満たしており、特に問題がないものとして、事務局長専決により受理書を交付しましたことをご報告いたします。

議長

有り難うございます。何かご質問等ございませんか。

各委員

・・・。

議長

特にないようですので、確認いたします。
次に報告第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第4号(P37~P38)を説明する。
〔合意による解約等の通知について〕

合意による解約等の通知について、この度は、賃貸借契約の解約の通知が3件、使用貸借契約の解約の通知が2件ございました。うち、利用権に該当するものは1件です。賃貸借契約の解約に伴う離作補償につきましては、「離作料金の支払い」が2件、「無償」が1件となっております。

なお、1番2番につきましては、平成2年の姫路市土地開発公社による農地買収に伴う小作料支払いに際し小作権に関する一切の権限を放棄する旨の書面が証拠として提出がありましたので、これに基づき、この度合意解約手続きを行うものです。

以上、合意による解約等の通知につきまして、ご報告いたします。

議長

有り難うございます。なにか、ご質問等ございませんか。

各委員

・・・

議長

ないようですね。

次に報告第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

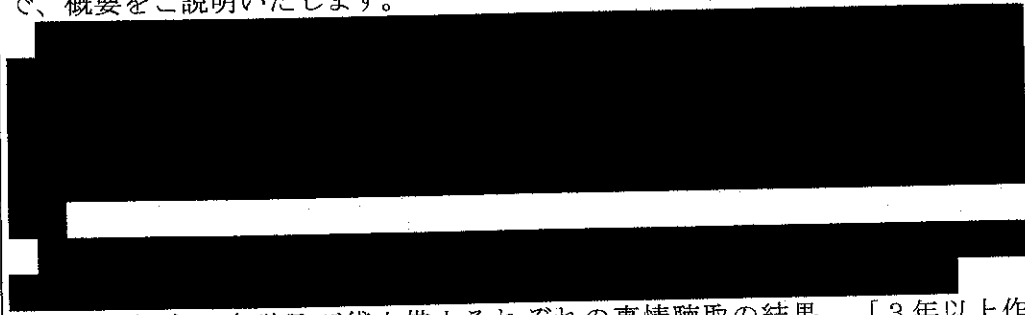
報告第5号(P39~P40)を説明する。
〔県許可案件の許可状況について〕

県許可案件の許可状況について、9月において12件に許可が下り、既に許可証を交付しておりますことを、ご報告いたします。

続きまして、追加の1番につきまして、ご説明いたします。

農地法第18条第1項の規定による賃貸借の解除・解約の申入れについて、9月13日付けで許可が下り、許可書を申請者に交付したとの通知が県からありました。

この案件につきましては、2月の総会でご審議いただきましたもので、概要をご説明いたします。



2月の総会の審議及び貸人借人それぞれの事情聴取の結果、「3年以上作付・収穫を行っておらず、小作人として耕作しているとはいえない。」として賃借人の信義違反により許可相当との結論に至り、その旨の意見書を県に送付しました。

5月11日には、県による聞き取り調査が貸人・借人双方から行われました。

その後、申請人から実際には地代の支払いを受けていたことを認める旨の申請内容の補正があったと県から聞いております

、貸人からの賃貸借の解除・解約の申入れについて許可となったものです。

この許可を受けて、解除を行う場合であれば貸人から賃借人への解除通知が到達したとき、解約申入れを行う場合であれば解約申入れ通知が到達してから1年経過後に、解除又は解約申入れの効果が発生することとなります。

なお、知事の許可に対しては、賃借人は許可があったことを知ってから3か月間は審査請求、6か月間は取消訴訟ができますので、現時点では解除又は解約申入れの効果は取消される可能性がある浮動的なものとなっています。
概要につきましては、以上です。

議 長

報告、有り難うございます。確認をお願いします。
次に、報告第6号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

報告第6号（P41）を説明する。
〔農地パトロールの結果について〕

農地パトロールの結果についてご報告いたします。
10月3日から10月18日にかけて各地区2班編成し、農地パトロールを実施しました。その結果、全体としまして、17筆10,879平方メートルについて遊休農地状態が解消、103筆67,500平方メートルが回復可能な遊休農地、88筆58,847平方メートルが回復困難な遊休農地、2筆658平方メートルが無断転用されている、と判定しました。これらの問題農地につきましては、11月に指導文書を発送していく予定です。
報告は以上です。

議 長

報告、有り難うございます。確認をお願いします。
以上で、本日の議題は、すべて終了しました。
全体を通して、何かございますか。

各 委 員

・・・

議 長

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了します。有り難うございました。

(午後2時35分 終了)

議事録署名委員

(議長)

田 廉 仁 志

(署名委員)

嘉ノ海 敏 明

(署名委員)

青 田 俊 則
